

令和8年2月1日

建築設計及び営繕工事に係る電子納品の取り扱い

岐阜県都市建築部公共建築課

岐阜県が発注する建築設計及び営繕工事に係る電子納品の取り扱いについては、下記のとおりとする。

ただし、この取り扱いに記載されていない事項は、「岐阜県電子納品要領」における「建築設計業務等電子納品要領」又は「営繕工事の電子納品要領」（以下、「本要領」）による。また、本取り扱いに記載される各種書籍、要領等については、最新版を使用することとする。

記

1 電子納品項目について

(1) 共通事項

- ①電子納品の実施は、受発注者による事前協議（着手時協議チェックシートの活用）を行い、これに基づき受注者が電子成果品を作成する。
- ②CAD図面は、保存用、電子入札用及び施設管理用の目的別に使い分ける。
- ③フォルダ構成は、「岐阜県電子納品要領」によるものとする。
- ④各フォルダに格納するデータ形式は、以下の各指定フォーマットで保存したものとし、「ORG」フォルダには資料を作成したオリジナルの各データをそのまま格納する。
 - ・ 管理ファイル • XML 形式（※併せて DTD ファイル作成）
 - ・ 報告書類 • PDF 形式（※添付写真、完成写真含む）
 - ・ CAD 図面 • SXF 形式又は DXF 形式、
 • PDF 形式（設計・工事共、原則 A3 サイズ）

(2) 建築設計業務

- ①別紙「営繕工事等における電子納品項目」の建築設計業務による。
- ②格納データのファイル形式、ファイル命名規則等は、『建築設計業務等電子納品要領』及び『建築CAD図面作成要領』に基づいて作成すること。

(3) 営繕工事

- ①別紙「営繕工事等における電子納品項目」の営繕工事による。
- ②格納データのファイル形式、ファイル命名規則等は、『営繕工事の電子納品要領』及び『建築CAD図面作成要領』に基づいて作成すること。ただし、工事写真については、本要領「工事写真の取扱い」に基づいて別途CD-Rにデータを格納すること。

2 工事写真について

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による他、監督員の指示により撮影し提出する。

3 電子納品の成果物部数

成果物の部数は、次のとおりとする。

電子納品の目的	営繕工事	建築設計業務（設計図書）
保存用	<input type="radio"/> CD-R ・工事関係書類 ・CAD 完成図面	<input type="radio"/> CD-R ・CAD 設計図面 ・打合せ記録 ・各種計算、積算資料
施設管理用	<input type="radio"/> CD-R <input type="radio"/> 工事写真CD-R ・工事写真	—

注：図面の種類は監督員の指示による。また、保存形式は岐阜県電子納品要領による。

4 適用

令和8年2月1日以降発注の営繕工事、建築設計業務に適用する。

営繕工事等における電子納品項目

建築設計業務電子納品 一覧表 (必須資料)

フォルダ名	資料大分類	資料小分類 (資料名)
DRAWING	I . 設計図	1 設計図
REPORT	I . 報告書	1 設計打合せ・記録簿 2 各種設計計算書・積算資料

営繕工事電子納品 一覧表 (必須資料)

フォルダ名	資料大分類	資料小分類 (資料名)
DRAWINGF	I 完成図	1 完成図
MAINT	I 保全に関する資料	※ 任意で対応
PLAN	I 施工計画書	※ 任意で対応
SCHEDULE	I 工程表	※ 任意で対応
MEET	I 打合せ簿	1 工事打合せ記録
MATERIAL	I 機材関係資料	※ 任意で対応
PROCESS	I 施工関係資料	1 工事履行報告書
INSPECT	I 検査関係資料	※ 任意で対応
SALVAGE	I 発生材関係資料	1 マニフェスト管理ファイル
OTHRs	I 完成写真	1 完成写真
	II その他の資料	※ 任意で対応
(指定無し)	I 工事写真	1 工事写真

※営繕工事の電子納品要領を基本として対応し、これにより難い場合は、受発注者間で協議するものとする。